

湖西市告示第243号

湖西市が発注する建設業関連業務の競争入札参加資格について、必要な事項を告示する。

令和7年10月17日

湖西市長 田内 浩之



競争入札に参加する者に必要な資格（昭和61年湖西市告示第1号）第2の3に規定する建設業関連業務に係る定期の資格審査を実施することから、同告示第2の5の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出時期、方法、その他必要な事項を次のとおり定める。

1. 提出時期

令和7年10月20日（月）から令和8年1月9日（金）まで

（湖西市の休日を定める条例（平成2年湖西市条例第12号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）

2. 提出場所

湖西市総務部契約検査室

（静岡県湖西市吉美3268番地 湖西市役所2階）

3. 提出方法

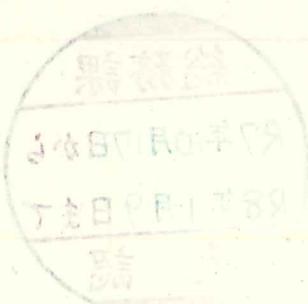
LoGo フォームによる電子申請に限る

4. 有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

5. その他

建設業関連業務の競争入札参加資格者（令和8・9年度分）申請要項のとおり



## 建設業関連業務の競争入札参加資格者（令和8・9年度分）申請要項

湖西市が発注する建設業関連業務の競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受け、競争入札参加資格者名簿に登載されることが必要となります。

競争入札参加資格者の資格審査を希望される方は、この要項に基づき、資格審査申請書類を提出してください。

### 1. 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 申請日時点において2年以上引き続き建設業関連業務の営業を行っていること
- (2) 競争入札に参加を希望する業種について、下表に掲げる条件を全て満たしていること

業種区分	条件
測量業務	測量業者登録 (湖西市との契約を締結する営業所（以下「 <b>契約事業所</b> 」という。）が登録を有すること。)
建築関係 建設コンサルタント業務	一級建築士事務所登録 (契約事業所が登録を有すること。)
土木関係 建設コンサルタント業務	次のいずれかの許可等を有すること ・建設コンサルタント登録 ・計量証明事業者
地質調査業務	地質業者登録 (契約事業所が登録を有すること。)
補償関係 コンサルタント業務	次のいずれかの許可等を有すること ・補償コンサルタント登録 ・不動産鑑定業者 ・司法書士または土地家屋調査士

- (3) 湖西市暴力団排除条例（平成25年湖西市条例第34号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者でないこと
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと
- (5) 湖西市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (6) 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立されたもの。）の場合は、(1)から(5)までの要件を具備しているほか、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていること
- (7) 共同企業体の場合は、湖西市経常設計等共同企業体取扱要綱（平成17年湖西市告示第6号）に規定する要件を満たすこと

### 2. 登録有効期間

- (1) 有効期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

（2）認定予定日

令和8年3月31日

### 3. 受付期間

（1）定期審査の受付

令和7年10月20日（月）～令和8年1月9日（金）

※ 土曜日、日曜日、祝日を除く。

※ 令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く。

（2）追加審査の受付

令和8年10月以降に実施予定

※ 登録有効期間：令和9年4月1日～令和10年3月31日

（3）随時審査

実施予定なし

### 4. 申請の方法

（1）LoGo フォームによる電子申請に限る

※郵送による受付は出来ません。

（2）提出先（電子申請）

〒431-0492

静岡県湖西市吉美3268番地

湖西市役所 総務部 契約検査室 契約検査係

### 5. 申請書類

申請書様式の取得方法

湖西市ウェブサイトよりダウンロードしてください。

### 6. 審査結果

（1）審査結果

結果通知は行いません。疑問等がある場合は、調査の連絡をいたします。なお、認定予定日までに連絡がなければ競争入札参加資格者として、認定されたものとします。

（2）競争入札参加資格者名簿

認定予定日を目処に、湖西市ウェブサイトに掲載している名簿を更新します。

### 7. 注意事項

（1）申請書類に不備があるものは受付できません。

（2）複数の業種を希望する場合でも、契約事業所は、本店（本社）を含めてどこか1つの営業所で申請してください。ただし、建設工事の契約事業所とは、同一の営業所である必要はありません。

(3) 1者につき、1申請のみです。(共同企業体を除く。)

(4) 電子申請後、自動送信によるEメールの受信をもって受付確認としてください。受付票の控えの返信は出来ません。

#### 8. (参考) 業務内容

認定区分	業務内容
測量業務	・測量（地図調整、測量用写真の撮影を含む）
建築関係 建設コンサルタント業務	・建築物、建築設備等に関する工事の設計、監理または関係する調査、企画立案もしくは助言
土木関係 建設コンサルタント業務	・建設工事（建築関係を除く）の設計、監理または関係する調査、企画立案もしくは助言 ・大気、水、土壤等の物質濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量証明
地質調査業務	・地質または土質についての調査、計測、解析もしくは判定
補償関係 コンサルタント業務	・公共事業に必要な土地等の取得等に伴う損失の補償またはこれらに関連する業務 ・不動産の鑑定評価 ・登記手続き